

公表日:2023年6月21日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	98.3%
正社員	100.9%
パート・有期社員	90.6%

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正社員：無期派遣スタッフ（※）を含み、他社から当社への出向者を含まない。

パート・有期社員：パートタイム勤務者、有期派遣スタッフ（※）

※上記「派遣スタッフ」は何れも、当社が派遣元として雇用する社員。

無期雇用の派遣スタッフ（「無期派遣スタッフ」）については、1日の就労時間が7H以上を正社員、7H未満はパート・有期社員に含めている。

以上